

## 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、食費等の物価高騰等の影響により損害を受けた低所得のひとり親世帯を支援するために、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金」という。）を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童扶養手当受給者 令和5年3月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を令和6年3月11日までに受けている者をいう。
- (2) 受給資格者 令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者をいう。
- (3) 法第13条の2支給停止者 法第13条の2の規定により令和5年3月分の児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者をいう。
- (4) 公的年金給付等受給者 次のいずれかに該当する者であって、別表1の左欄に掲げる者ごとに、同表の右欄に定める要件を満たすものをいう。
  - ア 法第13条の2支給停止者
  - イ 受給資格者のうち、法第6条第1項の認定を受けたとしたならば、法第13条の2の規定により児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととされることが想定される者
- (5) 家計急変者 次のいずれかに該当する者であって、別表2の左欄に掲げる者ごとに、同表の右欄に定める要件を満たすもの及び児童扶養手当受給者又は公的年金給付等受給者と同様の事情にあると市長が認める者をいう。
  - ア 令和5年3月分の児童扶養手当に係る法第6条第1項の認定を受けていない受給資格者（公的年金給付等受給者を除く。）
  - イ 法第9条から第11条までの規定により令和5年3月分の児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者
- (6) 国要領 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について（令和5年4月10日こ支家第13号こども家庭庁支援局長通知）別紙低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領をいう。
- (7) 監護等児童 法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市から令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている児童扶養手当受給者並びに第7条第1項の申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている公的年金給付等受給者及び家計急変者（他の市町村等から国要領第3に定める給付金の支給を受け、又は支給の決定を受けている者を除く。）とする。ただし、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和5年4月10日こ支家第14号こども家庭庁支援局長通知）別紙低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領に基づく給付金等（他の市町村等が実施するものを含む。）の支給を受けている者又は当該給付金の支給の決定を受けている者については、支給対象者に含まないものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める者（他の市町村等から国要領第3に定める給付金の支給を受け、又は支給の決定を受けている者を除く。）を支給対象者とする。

- (1) 児童扶養手当受給者である者（生存していたとしたならば市から令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けることができた者を含む。）が令和5年3月1日から当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であった者
- (2) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）が令和5年3月1日から当該者に対する給付

金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であった者（第7条第1項の申請の日において本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。以下この項において同じ。）

(3) 公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）が令和5年3月28日から当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であった者

(4) 支給対象者のうち、家計急変者である者が、第7条第1項の申請をした後、当該者に対する給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合 当該者の監護等児童であった者  
(給付金の支給)

第4条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、支給対象者1人につき5万円とし、その支給回数は1回に限るものとする。ただし、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日において監護等児童が2人以上である支給対象者に対して支給する給付金の金額は、これに5万円に当該監護等児童の数から1を減じた数を乗じて得た額を加えた額とする。

(1) 児童扶養手当受給者及び公的年金給付等受給者 令和5年2月28日

(2) 家計急変者 第7条第1項の申請の日  
(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の決定等)

第5条 市長は、支給対象者（児童扶養手当受給者に限る。以下この条及び次条において同じ。）に対し、給付金の支給について通知するものとする。

2 支給対象者は、前項の通知があった場合であって、給付金の受給を拒否しようとするときは、市長が別に定める日までに、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出をしなかった支給対象者について、速やかに給付金の支給を決定し、当該者に対し、給付金を支給する。

(児童扶養手当受給者に対する給付金の支給の方式)

第6条 支給対象者に対する給付金の支給は、児童扶養手当口座振込方式（直近の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式をいう。以下同じ。）により行う。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める方式によって支給する。

(1) 支給対象者が直近の児童扶養手当振込時における指定口座を解約等している場合 指定口座振込方式（支給対象者が指定する口座に振り込む方式をいう。）

(2) 支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合 その他児童扶養手当口座振込方式又は前号に定める方式による支給が困難な場合 窓口現金受領方式（窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

(公的年金給付等受給者等に対する給付金に係る申請及び支給の方式)

第7条 支給対象者（公的年金給付等受給者及び家計急変者に限る。以下この条において同じ。）は、給付金の支給を受けようとするときは、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（様式第2号及び様式第3号。以下「給付金申請書」という。）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請及び支給対象者に対する給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第3号に掲げる方式による支給は、同項の申請をしようとする者（以下この条において「給付金申請者」という。）が金融機関に口座を開設していない場合、金融機関から著しく離れた場所に居住している場合その他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限るものとする。

(1) 郵送申請方式（給付金申請者が給付金申請書を郵送により市に提出し、市が給付金申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(2) 窓口申請方式（給付金申請者が給付金申請書を市の窓口提出し、市が給付金申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式をいう。）

(3) 窓口現金支給方式（給付金申請者が給付金申請書を郵送により、又は市の窓口へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式をいう。）

3 市長は、第1項の申請の受理に際して、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、給付金申請者の本人確認を行うものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第8条 前条第1項の申請の受付は、同条第2項各号に掲げる方式ごとに市長が別に定める日から行うものとする。

2 前条第1項の申請の期限は、令和6年2月29日とする。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(代理による申請)

第9条 支給対象者の代理人として第7条第1項の申請を行うことができる者は、支給対象者の指定した者と認められる者その他市長が適当と認める者とする。

(公的年金給付等受給者等に対する給付金の支給の決定)

第10条 市長は、第7条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、適当と認めるときは、当該申請をした支給対象者に対し、給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第11条 市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請の受付開始日等の概要について、広報紙への掲載その他の適切な方法により住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が第5条第3項の規定による支給決定を行った後、当該支給対象者の口座が解約、変更等されていることによる振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、当該支給対象者と連絡が取れない等の事由により、令和6年3月31日までに給付金を支給できなかったときは、当該支給決定はなかったものとみなす。

2 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第8条第2項に規定する申請期限までに支給対象者から第7条第1項の申請がなかった場合は、支給対象者が当該申請に係る給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

3 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、給付金申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、給付金申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者（その代理人を含む。）の責めに帰すべき事由により、市長が別に定める日までに給付金を支給できなかったときは、当該給付金に係る申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、第5条第3項又は第10条の規定により給付金の支給決定を受けた支給対象者が支給対象者の要件を満たさなくなったとき、又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたことが明らかになったときは、当該支給決定を取り消し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行する。

別表1

当該者（法第9条第1項に規定する養育者を	当該者の令和3年の収入額が法第9条第1項に規定する
----------------------	---------------------------

除く。)	政令で定める額未満であること。この場合において、当該収入額には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含むものとし、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第2条の4第6項の定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、当該収入額を計算するものとする。
当該者（法第9条第1項に規定する養育者に限る。）	当該者の令和3年の収入額が法第9条の2に規定する政令で定める額未満であること。この場合において、当該収入額には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含むものとする。
当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合における当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、当該者と生計を同じくするもの若しくは当該者が養育者である場合における当該者の扶養義務者で、当該者の生計を維持するもの	当該配偶者又は扶養義務者の令和3年の収入額が法第10条又は法第11条に規定する政令で定める額未満であること。この場合において、当該収入額には、当該配偶者又は扶養義務者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含むものとする。

別表2

当該者（法第9条第1項に規定する養育者を除く。）	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、当該急変後1年間の当該者の収入見込額が法第9条第1項に規定する政令で定める額未満であること。この場合において、当該収入見込額には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給する場合にあつては、その受給額を含むものとし、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けるとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けるときは、令第2条の4第6項の規定を準用し、当該者が当該費用の支払を受けるものとみなして、当該収入見込額を計算するものとする。
当該者（法第9条第1項に規定する養育者に限る。）	食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、当該急変後1年間の当該者の収入見込額が法第9条の2に規定する政令で定める額未満であること。この場合において、当該収入見込額には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給する場合にあつては、その受給額を含むものとする。

<p>当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合における当該者の扶養義務者で、当該者と生計を同じくするもの若しくは当該者が養育者である場合における当該者の扶養義務者で、当該者の生計を維持するもの</p>	<p>食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、当該急変後1年間の当該配偶者又は扶養義務者の収入見込額が法第10条又は法第11条に規定する政令で定める額未満であること。この場合において、当該収入見込額には、当該配偶者又は扶養義務者が非課税の公的年金給付等を受給する場合にあっては、その受給額を含むものとする。</p>
--	---

高知市低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否届出書

高知市長 様

私は、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の受給について拒否しますので、高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要綱第5条第2項の規定により、届け出ます。

令和 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

届出者 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

本人確認書類を貼り付けてください。

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

高知市低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

高知市長 様

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 1 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

氏名	生年月日	現住所
フリガナ	昭・平 年 月 日	
(※)	電話番号	
※自署しない場合は、記名押印をお願いします。		
個人番号（マイナンバー）		
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる（種類：） <input type="checkbox"/> 支給停止（種類：） <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる（種類：） <input type="checkbox"/> 支給停止（種類：） <input type="checkbox"/> 受けることができない

※ 「公的年金」とは、遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）、老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）、障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）、恩給等をいいます。

※ 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

## 2 監護等児童

令和5年2月28日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	氏名 (フリガナ)	続柄	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
1			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
2			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
3			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
4			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
5			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	

※ 「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和5年3月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ、20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

## 3 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は、記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている（申請者が養育者である場合には、申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

#### 4 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「2 監護等児童」に記入された児童の人数になります。  
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：50,000円×3人=150,000円

#### 5 児童扶養手当の支給要件

(令和5年3月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)  
 ※ 既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は、不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父又は母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

- ※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。  
 ※ 「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く果たしていない場合をいいます。

#### 6 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 公金受取口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望  
 ※ マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要。  
 ※ 振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。
- イ 指定の金融機関口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望  
 ※ 振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

##### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰でお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

- ※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- ウ 窓口での現金支給を希望  
 ※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等、どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

#### 【誓約・同意事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(他の市町村等が実施するものを含む。)を受給していません(受給していた場合には、給付金を返還します。)
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市長が支給決定をした後、この申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請・請求者と連絡が取れない等の事由により、令和6年3月31日までに給付金を支給できなかった場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の受給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。



提出書類

- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（本書）

※ 必要事項をご記入ください。

- 申請者・請求者本人確認書類の写し

※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意ください。

- 受取口座を確認できる書類の写し（※「6 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。）

※ 通帳、キャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

- 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類

※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください（既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は、不要です。）。また、「2 監護等児童」及び「5 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。

- 簡易な収入（所得）額の申立書

※ これに申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

公金受取口座  
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。  
登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら  
(公金受取口座制度とは) 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。



高知市低所得の子育て世帯に対する  
子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

高知市長 様

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

## 1 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

氏名	生年月日	現住所
フリガナ	昭・平 年 月 日	
(※)	電話番号	
※自署しない場合は、記名押印をお願いします。		
個人番号（マイナンバー）		
公的年金受給状況	基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる（種類：） <input type="checkbox"/> 支給停止（種類：） <input type="checkbox"/> 受けることができない		<input type="checkbox"/> 受けることができる（種類：） <input type="checkbox"/> 支給停止（種類：） <input type="checkbox"/> 受けることができない

※ 「公的年金」とは、遺族年金（遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）、老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）、障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）、恩給等をいいます。

※ 「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

## 2 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	氏名 (フリガナ)	続柄	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
1			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
2			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
3			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
4			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	
5			有・無	平・令 年 月 日	同居・別居	

※ 「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ、生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。

※ 18歳到達後最初の3月31日が令和6年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。

※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ、20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

## 3 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がある場合は、記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※ 扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている（申請者が養育者である場合には、申請者の生計を維持している）申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

#### 4 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は、「2 監護等児童」に記入された児童の人数になります。  
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例) 対象児童数3人の場合：50,000円×3人=150,000円

#### 5 児童扶養手当の支給要件

(申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)  
 ※ 既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は、不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父又は母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

- ※ 「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。  
 ※ 「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務を全く果たしていない場合をいいます。

#### 6 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 公金受取口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望  
 ※ マイナポータル等から公金受取口座の登録が必要。  
 ※ 振込先金融機関口座確認書類の添付は不要。
- イ 指定の金融機関口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込を希望  
 ※ 振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

##### 【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右値でお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信連連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

- ※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。  
 ※ 長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- ウ 窓口での現金支給を希望  
 ※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方等、どうしても口座による受取ができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

##### 【誓約・同意事項】 (各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)(他の市町村等が実施するものを含む。)を受給していません(受給していた場合には、給付金を返還します。)
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うこと及び必要な資料の提供を他の行政機関等に求め、又は提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市長が支給決定をした後、この申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請・請求者と連絡が取れない等の事由により、令和6年3月31日までに給付金を支給できなかった場合は、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の受給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合又は給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

提出書類

- 高知市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（本書）  
※ 必要事項をご記入ください。
- 申請者・請求者本人確認書類の写し  
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面のみ）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写しをご用意ください。
- 受取口座を確認できる書類の写し（※「6 受取方法」で「イ」を選択した場合に限る。）  
※ 通帳、キャッシュカード等、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。
- 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類  
※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください（既に児童扶養手当の受給資格について市長の認定を受けている場合は、不要です。）。また、「2 監護等児童」及び「5 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。
- 簡易な収入（所得）額の申立書  
※ これに申立てを行う収入（所得）に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

公金受取口座  
未登録の方

マイナンバーカードがあれば、マイナポータルから簡単に公金受取口座を登録いただけます。  
登録は給付金の支給要件ではありません。

「公金受取口座」の概要及び登録はこちら  
(公金受取口座制度とは) 国民の皆さまが給付金等の受取のための口座をデジタル庁に登録いただく制度です。

